

2020. 8

# Law Office YODOYABASHI

No.34



薄暮のとき

## 暑中お見舞い申し上げます

〒541-0041 大阪市中央区北浜4丁目1番21号 住友生命淀屋橋ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104 (代) FAX 06-6229-0936

URL <http://yodo-law.com>

弁護士 藤井 勲  
弁護士 西野 航  
弁護士 山本 彼一郎  
弁護士 井上 敏志  
弁護士 鹿野 耕平  
弁護士 平井 智也  
弁護士 中濱 裕貴

弁護士 阿部 清司  
弁護士 黒田 拓志  
弁護士 太田 真美  
弁護士 今井 佐和子  
弁護士 中嶋 俊太郎  
弁護士 小深田 千夏

弁護士 安田 正俊  
弁護士 西垣 昭利  
弁護士 奥田 直之  
弁護士 高野 史恵  
弁護士 松本 京子  
弁護士 深江 元哉



# 役に立つ法律情報

第26回

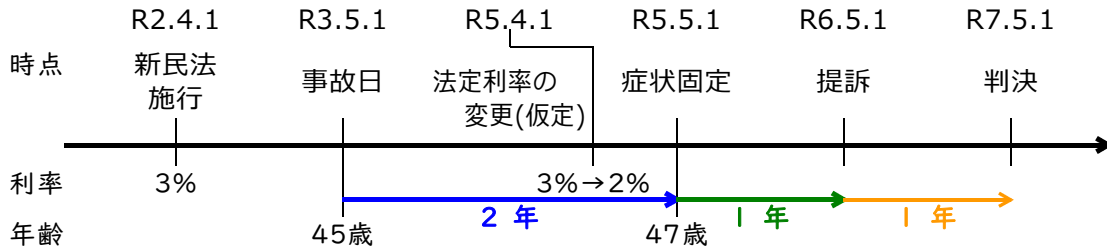
「改正民法 ～後遺障害に基づく逸失利益～」

令和2年4月1日に改正された民法が施行されました（以下「新民法」といいます）。新民法は、明治時代にその骨格が作られた民法を現代社会に合わせた大改正であり、損害賠償実務にも大きな影響を与えます。

今回は、最も金額面で影響がある後遺障害に基づく逸失利益の計算上、中間利息の控除割合が3%とされたことと、消滅時効が3年から5年に変更されたことです。

## 【設例】

新民法施行後、45歳の年収500万円の男性が事故に遭い、47歳で症状固定、右脚3cm短縮を理由に後遺障害10級8号に該当した事例を設例とします。



## 【逸失利益の計算式】

逸失利益額の理屈上の算定式は、次のとおりです。中間利息を控除するのは、将来にわたる収入の減収を現時点で請求する以上、これを控除する必要があるからです。

$$(\text{将来における収入の減収額}) - (\text{中間利息}) = (\text{逸失利益額})$$

将来における収入の減収額は、実務上、事故時の基礎収入と後遺障害による労働能力喪失割合と労働能力喪失期間により把握されます。労働能力喪失期間は、症状固定日から計算されます。

本件では、症状固定は47歳ですから、67歳までの計算となります。

$$(\text{基礎収入}) \times (\text{労働能力喪失割合}) \times (\text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数})$$

## 【関係する法改正】

- ・ 法定利息の改正に伴う中間利息控除、遅延損害金の年利の改正

法定利率が次のとおり変更されたことにより、不法行為に基づく損害賠償請求権の中間利息控除、遅延損害金の計算方法も変更されることになります。令和2年4月1日以降に発生した交通事故に基づく損害賠償請求権には、新民法規定の利率3%が適用されます。

	旧民法	新民法
利率	年5分	年3パーセント
利率の変更	定めなし	3年を1期とし、1期ごとに変動する



## 【新民法の施行による実務への影響】

- ・ 逸失利益額の増加

旧民法と新民法での算定額の差額は次のとおりです（中間利息控除の起算点は、症状固定時；被害者47歳とします）。

設例では、新民法による逸失利益と遅延損害金の算定額合計は、旧民法の算定額よりも2,305,584円も高いことからわかります。

	旧民法（症状固定時説）	新民法（症状固定時説）
元金	500万円×27%×12.462（年率5%での20年のライブニッツ係数）=16,823,700円	500万円×27%×14.877（年率3%での20年のライブニッツ係数）=20,083,950円
遅延損害金	16,823,700円×5%×4年=3,364,740円	20,083,950円×3%×4年=2,410,074円
合計額	20,188,440円	22,494,024円

なお、症状固定日の直前に法定利率が変更されたとしても、事故時の利率が適用されます。







コラム

# 淀屋橋の歴史学

uunmjoD



## 第1回 マリー・アントワネット

「パンがなければケーキを食べればいいじゃない」

ものごとにおいては、常識・定説であってもこれを疑い、自分で調べる、考えるということが重要ではないかと思えます。

自然科学では地動説のようにコペルニクスの転回と言われることは数多くありますが、歴史上の出来事でも、その後の研究によって教科書の内容が全く異なるものになっていたり、有力な新説が提起されているものがいくつかあります。

「淀屋橋の歴史学」では、これらについて紹介させていただきます。

マリー・アントワネットの言葉として、「パンがなければケーキを食べればいいじゃない」（「ケーキ」ではなく「お菓子」とされることもあります。）という言葉が耳にされたことはないでしょうか。マリー・アントワネットの世間知らず（庶民の生活を知らない）、常識のなさを表す言葉であり、傾きかけたブルボン王朝において、貧しいフランス庶民の怒りを増幅させ、ギロチンへの伏線となった言葉として認識されている方も多いと思えます。第1回は、この言葉について紹介します。

この言葉は、フランス語 *"Qu'ils mangent de la brioche!"*（「ブリオッシュを食べればいいじゃない」の意）が英語では *"Let them eat cake!"* となり、日本語では「パンがなければケーキを食べればいいじゃない」となっているとされています。



では、マリー・アントワネットが *"Qu'ils mangent de la brioche!"* と言ったのでしょうか。現在のところ、マリー・アントワネットがそのような発言をしたとの証拠は見つかっていないようです。かえてこの言葉は、ジャン=ジャック・ルソー（哲学者、作曲家）の著書「告白」に「さるたいへんに身分の高い女性」の発言として登場しますが、その執筆時点ではマリー・アントワネットはまだ9歳で、フランスに嫁ぐ前であることから、「さるたいへんに身分の高い女性」はマリー・アントワネットとは別人とされ、これらのことから *"Qu'ils mangent de la brioche!"* は今ではマリー・アントワネットの発言ではないとされています。

また、もともとの言葉は「ケーキ」でも「お菓子」でもなく「ブリオッシュ」(brioche)です。ブリオッシュは小麦粉に牛乳・砂糖・卵・バター等を加えて作る発酵パンの一種とされていますが、ケーキの一種とされることもあるようです。このように現在の分類ではパンに含まれますが、中世ヨーロッパでは小麦粉と水と塩だけで作るのがパンであり、ブリオッシュはパンではなくお菓子として分類されていました。中世ヨーロッパでは、パンは上質な小麦粉を使って作る高級品であり、質の劣る小麦粉は砂糖・卵・バター等の副材料を加え、ブリオッシュ等のお菓子にされていたのです。

このようなブリオッシュを前提として *"Qu'ils mangent de la brioche!"* を日本的に意識すると、「米がなければ麦を食べればいいじゃない」、「白米がなければ玄米を食べればいいじゃない」というレベルの言葉となります。

この意識を前提とすると、池田勇人大蔵大臣(当時)によるいわゆる「貧乏人は麦を食え」発言（ただし、これは発言の一部の「切り取り」報道との評価もあります。）と似た文脈での言葉だったのかも知れません。

「貧乏人は麦を食え」であれば、庶民を思っている言葉とは言えませんが、江戸時代に飢饉対策として徳川吉宗の支援で行われた甘藷（サツマイモ）の関東への普及や、第二次世界大戦中の混食（飯に米以外の具材を混ぜること）や代用食（米以外の食材を主食とすること）の推奨と同じ文脈での発言であるならば、*"Qu'il smangent de la brioche!"* は、庶民を思っている言葉だったのかも知れません。



世間知らず（庶民の生活を知らない）、常識のなさを表す言葉なのか、庶民を思っている言葉なのかでは評価は全く逆であり、フランス庶民は誤解からマリー・アントワネットをギロチンに送ったのかも知れません。

## ○ 新人弁護士紹介 ○



このたび、弁護士法人淀屋橋法律事務所に入所致しました中濱裕貴（なかはま ゆうき）と申します。

私は「皆様の法律問題発生時に、信頼できる弁護士として真っ先に思い浮かべていただける弁護士」を目指しております。浅学非才の身ではございますが、皆様の信頼を得られるよう、謙虚な姿勢で日々研鑽を積んでいく所存です。

皆様、どうぞご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

弁護士 中濱 裕貴

## 事務所移転（予定）のご案内

現在の住友生命淀屋橋ビルの建替に伴い、今秋、事務所を移転することになりました。正式な移転日が決まり次第、ご案内致します。なお、移転先の住所は下記の通りです。

〒541-0041

大阪市中央区北浜2-2-22 北浜中央ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

（電話・FAX番号は変更しない予定です。）

移転後も変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。





# 新型コロナウイルスの厄災は、人類への警鐘です

1, 新型コロナウイルスへの対策は、有効な治療薬、ワクチンの開発が急がれていますが、当面の予防策としては、マスクをつけて、密閉・密集・密接\*1を避け、ソーシャルディスタンスを保って、空気環境の悪いところに立ち入らないことが強調され、その努力は有益・有効です。

しかし、人類をたびたび襲う自然災害・疫病などの厄災の拡大蔓延の根源にあるものは、世界的な商業主義による効率、利益を求めた大規模な自然破壊、開発による気候変動、温暖化、大気汚染等による地球環境の劣化による数々の厄災の発生\*2、事業集約化による人々の格差、貧困層の拡大\*3により、有効な予防策さえとれないままに危険・不衛生な生活環境で暮らす人集団の存在ではないでしょうか。

人々は商業活動によってもたらされる大量・安価なサービス、商品の利便性に目を奪われて、その問題性\*4を正視しようとはしないようです。

2, こうしたことについて、約半世紀も前に世界の有識者がローマクラブを結成して「成長の限界」という報告書を出し、このままでは人口の自然増、環境破壊により20年後には地球上の資源は枯渇し、100年後には人類の成長は限界に達すると警告して大きな反響を呼び、その後、2015年には、SDGs (Sustainable Development Goals; 持続可能な開発目標)として、全世界に向けて、要旨次のようなゴールを含む目標が掲げられ、国連で採択されました。

- ・ あらゆる形態の貧困を終わらせる。
- ・ あらゆる人に健康的な生活を確保する。
- ・ すべての人の水と衛生の利用、持続可能性を確認する。
- ・ 各国内及び各国間の不平等を是正する。
- ・ 持続可能な経済成長を促進する。
- ・ 気候変動を軽減する緊急対策を講じる。
- ・ 陸域生態系の保護・回復、森林・海洋資源の保全、持続可能な管理。

これらの目標が実施され実現すれば、自然環境、人々の生活環境も守られ、疫病の異常な蔓延、気候変動による自然災害も、沈静化するのではないのでしょうか。\*5

このSDGsの目標は、国際社会の普遍的な目標とされ、各企業ではそのシンボルマークのバッジ (表題横)を社員に配布し、最近これをつけている人を多く見かけるでしょう。

3, 新型コロナウイルスは一旦は収束しても、新しいウィルス・自然災害は、次々と生まれてきます。

私達は、今回のウィルス対策だけではなく、大自然・人間関係を大切に日々の営みにおいて、もっと真摯に対応していかなければならないのではないのでしょうか。

折から上記のようなSDGsの理念が全世界に掲げられています。

企業だけではなく、それを支える地球上のすべての人々が、この理念を自らのものとして、常に地球環境の保全必要性を心に留め、たとえ小さなことでもいつも節約の心を持ち、買い物も真に必要なものだけにして永く大切に使い、資源の使い捨てをしない心がけを持つこと、生活様式・働き方もモーレツ社員の働き方を考え直し、家族・友人・知人との交わりの時間を増やし、社会貢献に参加するといった、人として心豊かで謙虚な生活態度が求められているのではないのでしょうか。

私達、地球上のすべての人がこうして少しずつでも地球環境の保全の努力をすることで、かけがえのない地球環境を守り、あらゆる人の格差をなくし、健康的な生活が確保されれば、すべての厄災の拡大・深刻化を防止することになるのではないのでしょうか。

これは大変難しいことですが、力を合わせて取り組んでいかなければならない課題でしょう。

令和 2 年 8 月

弁護士法人淀屋橋法律事務所

弁護士 藤井 勲

## 【脚注】

\*1 この3密は、ナイチンゲールがクリミア戦争の野戦病院で、最悪の衛生環境の下、感染症に苦しむ傷病兵の看病に当たって述べた言葉の趣旨とされています。

\*2 今回のウィルスの世界的蔓延に前後して、異常な洪水が発生したことは我々も承知のところですが、バッタの大群が異常発生してアフリカ・アジアの大陸を埋め尽くしたことや、カリフォルニア・ブラジルで森林の大火災が発生したことも報道されています。

\*3 ブラジルのコーヒー農園で、後にはフェアトレードとして少しは是正されましたが、大企業がコーヒー畑を青田買いで安く叩き、生産者は貧困になりました。

また、産業革命によって、農地の囲い込みが行われ、多くの農民が貧困化しました。

\*4 スイスでは、100円ショップのような安売店はありません。それは、誰かが不当に安い賃金で働かされているに違いないからということです。また、プラスチックゴミの海洋汚染もその一例です。

私達は日々の暮らしの中で、こうしたことも心に留める必要があります。

\*5 このコロナによって、経済活動が制限されたとき、北京の大気は澄み、ベネツィアの川もインドのガンジス川も清澄になったと報道されていました。

## 表紙の写真 「薄暮のとき」

撮影場所は、ハワイ島の丘の上のコーヒー園のショップです。

小さなプールの水面が空の薄暮を映し込んで、空と水の境目が溶けていました。

(撮影者 芝 康司)